

接触者のリストアップ及び臨時休校の対応について

道教委は4月から新型コロナウイルス感染症罹患に伴う臨時休業の条件を変更しました。これまでは、学級内に陽性者が1人発生した場合でも学級閉鎖を行っていましたが、今後、児童生徒のリストアップが可能であれば、以下のとおり対応いたします。

1	感染者の発生 <ul style="list-style-type: none">● 感染者または感染者の保護者から学校へ連絡
2	リストアップに必要な情報の収集 <ul style="list-style-type: none">● 感染者または感染者の保護者から発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認● 調査対象期間（発症日2日前～最終登校日）を確認
3	リストアップ&判定 <p>感染者がマスクをしていなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none">①感染者と同じクラスのマスクをしていない児童生徒、教職員②感染者と同じテーブルで食事をした児童生徒、教職員③感染者と特別仲の良いマスクをしていない児童生徒④感染者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童生徒、教職員（狭い部屋で部活動を実施した など）⑤その他（上記以外で感染者と密に接触があった児童生徒、教職員） <p>感染者がマスクをしていた場合</p> <ul style="list-style-type: none">①感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童生徒、教職員②感染者と同じテーブルで食事をした児童生徒、教職員③その他（上記以外で感染者と密に接触があった児童生徒、教職員） <div style="text-align: right;"><p>鼻マスクや、マスクをアゴにずらしている状態は、「マスクなし」と判断します。</p></div> <p style="text-align: center;">上記に一つでも当てはまる人は、「感染の可能性がある方」です。</p> <p>学校は「感染の可能性がある方」へ以下の事項を連絡します。</p> <ul style="list-style-type: none">● 感染者と最後に接触した日の翌日から7日間（8日目解除）の外出自粛要請● 健康観察の協力依頼（症状があれば受診を促してください）

臨時休業の考え方

- 学校が感染者からの聞き取りによる発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認の上、感染者の発症日の2日前以降の児童生徒の状況に応じて、臨時休業の範囲及び期間を町教委が判断します。
- リストアップの結果「感染の可能性がある方」がいない場合は、陽性者のみ出席停止の対応をとることで、学級内での感染拡大の防止を図り、学級閉鎖を行わないなど、学びの保障に努めます。
- ただし、同時に多数の感染者が発生し、学校が感染拡大の場となる可能性がある状況においては、地域の実情に応じ、保健所等と連携を図るとともに、迅速に幅広の臨時休業の措置を取り、集団感染の発生防止に努めます。

学級閉鎖	学年閉鎖
1. 感染者が1名発生し、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
2. 同一の学級において複数の感染者が発生した場合	
3. その他、学校医の助言等を踏まえ、町教委が必要と判断した場合	学校閉鎖
	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

※ 臨時休校の期間は、感染者との最終接触日の翌日から5日間程度（土日祝日を含む）を目安に判断します。